

就学援助制度のご案内

～学校でかかる経費の負担軽減のために～

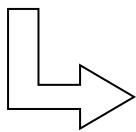


太田市では公立小中学校に通学する児童生徒がいるご家庭で、就学費用の負担に心配のある場合に就学費用の一部を援助する制度があります。

(就学援助制度)

対象となる家庭に対し、**学校給食費・学用品費・新入学学用品費・校外活動費・修学旅行費・医療費等**を援助します。

例えば・・・



○新入学学用品費(ランドセルや制服等入学に必要なものを購入する費用)を支給します。

◆支給額(お子様お1人につき)

- ・小学校入学のお子様 **57,000円**
- ・中学校入学のお子様 **70,000円**

○認定日以降の学校給食費について、納付する必要がなくなります。

(教育委員会が委任により納付を行います。)

対象となる家庭

生計を一にする方全員(世帯分離も含む)が次のいずれかに該当する場合

- (1) 市町村民税が非課税となっているご家庭
- (2) 経済的な理由により就学費用の負担に心配があり、収入基準額を下回るご家庭

援助対象となる家庭の収入基準額 << 参考額 >>

人数	家族構成	収入基準額	所得額
2人	父または母、小学生	271万円	171万円
3人	父または母、小学生、未就学	327万円	210万円
4人	父、母、小学生、未就学児	396万円	262万円
5人	父、母、中学生、小学生、未就学児	471万円	322万円

※表中の基準額はあくまで参考額であり、家族の年齢や住まいの状況等により変動します。

申請をご希望の方へ

就学援助制度を希望される場合は、申請が必要となりますので、学校にご相談ください。申請書に基づき、生活状況を総合的に審査し、援助の可否を決定いたします。

子どもの学習支援事業のご案内

生活保護、就学援助世帯の小学校5年生～中学校3年生までの児童生徒に対し、基礎学力の向上を図ることを目的として学習支援事業を行っています。日時や開催場所など詳しくは社会支援課まで(TEL 0276-47-1957)お問合せください。

お問い合わせ 就学援助制度に関すること・・・太田市教育委員会 学校教育課 管理係 TEL 0276-20-7084
学習支援事業に関すること・・・福祉こども部 社会支援課(南庁舎1階) TEL 0276-47-1957